

純国産鶏「岡崎おうはん」振興協議会規約

(制定：平成 20 年 10 月 17 日)

(目的)

第 1 条 当協議会は、国内における種の育成に関する理解を深め、純国産鶏「岡崎おうはん」の生産と消費の拡大、ブランドの維持を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 当協議会は、純国産鶏「岡崎おうはん」振興協議会（略称岡崎おうはん振興協議会）と称する。

(事務局)

第 3 条 協議会の事務および会計処理等を行う事務局は、国産鶏増殖センター（長野県松本市）におく。但し、会計事務の受委託契約は締結しない。

(活動内容)

第 4 条 当協議会は、第 1 条の目的を達成するために、会員の取組み状況、生産成績、販売状況、改良方針等について定期的に協議会を開催し、推進方針を確認する。

(会員)

第 5 条 1. 当協議会の会員は、第 1 条の目的に賛同する法人、個人とする。
2. 入会については、役員会が推薦し総会で承認を得るまでの間は、オブザーバーとして参加を認めるものとする。
3. 脱会は役員会で承認するものとする。

(総会)

第 6 条 総会は毎年 1 回会長が召集し、次の事項について、審議、議決する。また、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。
1. 規約の改廃
2. 役員の選任
3. 事業計画および収支予算
4. 事業報告および収支決算
5. その他会長が必要と認める事項

(役員)

第 7 条 1. 当協議会には次の役員をおく。
会長 1 名、副会長若干名、会計 1 名、監査 1 名
2. 役員会は会長が必要と認めるときに開催することができる。

(役員の任期)

第 8 条 当協議会役員の任期は 1 期 2 年とし、再選は妨げない。

(会費)

第 9 条 1. 会費は、会員あたり年額 10,000 円、入会金 10,000 円とする。また、会費の徴収時期は、毎年 3 月末とする。
2. 商標等に係る経費については、別途経費を徴収できるものとする。

(会計年度)

第 10 条 当協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

(会計監査)

第 11 条 会計報告・予算は、総会にて報告し、承認を得る。

(監査報告)

第 12 条 監査報告・予算は、総会にて決定する。

(規約の変更)

第 13 条 当協議会の規約の変更は、総会で行う。

(付則)

この規約は、平成 20 年 10 月 17 日より施行する。